

津市環保第727号
令和2年10月22日

三重県知事 鈴木 英敬 様

津市長 前 葉 泰 幸



(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業に係る環境影響評価
準備書に対する意見について（回答）

このことについて、令和2年8月21日付け環生第16-138号でご照会のありました（仮称）ウィンドパーク布引北風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について、別紙のとおり回答します。

津市環境部環境保全課環境保全担当
電話番号 059-229-3140
FAX 059-229-3354
E-mail 229-3140@city.tsu.lg.jp



(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業に係る環境影響評価 準備書に対する意見

1 総論

- (1) 本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましい事業であると考えられるが、今回の環境影響評価準備書の手続きにおいては、地域住民等から騒音等の影響による環境面や土砂災害の誘発等の災害面など、事業実施を不安視する意見や反対する意見が本市に寄せられている状況である。このことから、これらの意見に対し事業者は、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（2017年3月策定）に基づき、地域住民等と十分なコミュニケーションを図るなどして、不安の解消に努めること。
- (2) 環境影響評価書作成段階までに、詳細な工事内容及び設備の仕様等の詳細が明らかになり、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境改善に努めること。
- (4) 対象事業実施想定区域の周辺においては、他事業者によって風力発電事業の環境影響評価法手続きが行われていることから、今後、他事業者が複合的、累積的な影響に対する調査、予測及び評価を行う際は、本事業における環境影響評価結果を積極的に情報発信するなど、他事業者の調査、予測及び評価に協力すること。
- また、他事業者の調査、予測及び評価の結果、複合的、累積的な環境影響が懸念され場合には、他事業者と情報共有し、地域の問題として真摯に対応すること。
- (5) 対象事業実施区域及びその周辺は、森林法に基づく水源かん養保安林が存在するなど豊かな自然環境を有する地域であることから、可能な限り伐採及び土地造成面積を小さくすることや最新の環境対策や施工方法を積極的に採用することなどを検討し、事業実施による環境への影響を最大限低減すること。
- (6) 風力発電機を長期に渡り稼働させる計画であることから、供用中は適切

な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等による周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

2 各論

(1) 騒音及び超低周波音

施設稼働後における騒音及び超低周波音（以下「騒音等」という。）の事後調査については、予測手法が科学的知見に基づく数値計算で予測の不確実性は小さいものであること、また風力発電機を可能な限り住宅等から離れた位置に配置する等の実効性のある環境保全措置を講じることなどの理由から調査を実施しないこととなっている。

環境影響評価準備書に対する住民等からの意見書には、騒音等による影響を懸念する意見が多く寄せられている状況にあることから、引き続き丁寧な説明等の対応を行うとともに、必要に応じて騒音等の事後調査の実施を検討すること。

また、調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、追加的な環境保全措置を講じること。

(2) 水環境・地形・地質

ア 造成工事における降雨時の土砂流出（濁水）対策として、仮設を含めた沈砂柵等を設置する計画となっているが、定期的に沈砂柵等における土砂の堆積状況を確認し、必要に応じて浚渫するなど適正な維持管理を行うこと。

イ 風力発電機等の設置に当たっては、地質ボーリング調査等十分な調査を実施し、軟弱な地盤を避けて工事を実施するなど、工事に起因する土砂災害が生じないようにすること。

ウ 本事業に起因する山腹崩壊等が発生しないように十分留意し、山腹崩壊等が発生した場合は、速やかに原形復旧すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施想定区域及びその周辺は自然豊かなエリアであり、またクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されるなど希少な動植物の生息・生育及び繁殖が確認されているエリアでもあることから、森林の伐採や改変の際は、動物の繁殖時期を考慮した施工計画とすることや工事車両等による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

イ クマタカにおける繁殖状況の事後調査については、工事中及び稼働

後1年間、また鳥類及びコウモリ類への影響に関する事後調査（バードストライク及びバットストライク調査）については、稼働後1年間実施する計画となっている。事後調査終了後も専門家等の助言・指導を踏まえ、事後調査の継続の要否を判断し、調査の継続が必要となれば適切に調査を継続すること。また、事後調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は状況に応じて環境保全措置を講じること。

ウ 天然記念物であるヤマネについては、巣箱調査において事業地周辺で巣箱の利用痕跡が確認されていることから、予め専門家等の助言・指導を踏まえ、ヤマネに関する保全措置を検討すること。

(7) 景観

対象事業実施区域及びその周辺の豊かな自然景観は、四季を通して彩り豊かな森林景観が見られる本市の貴重な景観財産であることから、送電線を含む当該風力発電施設の新設に当たっては、環境影響評価の調査・予測・評価に基づき、周辺の景観との調和に配慮する措置を実施するとともに、「津市景観計画」との整合を図り、本市の景観形成基準を遵守すること。

(8) 人と自然との触れ合い活動の場

事業実施想定区域周辺の芸濃町河内地区には、錫杖湖水荘、落合の郷、錫杖ヶ岳の登山口、錫杖湖畔キャンプ場、河内渓谷などの年間約3万人の観光客が訪れる観光地があり、特に桜や紅葉のシーズンには路上駐車や渋滞の発生も見受けられる状況にある。

今回、芸濃町河内地区が本事業における工事関係車両の主要な走行ルートになっていることから、利用する林道の保全は元より、人と自然との触れ合いの活動の場となっている同地区の観光資源に配慮し、行楽シーズンにおける観光客や地域の祭事等の妨げとならないよう、十分な対策を講ずること。

(9) その他

ア 資材の運搬等に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。

イ 事業の実施に伴い、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の行動圏に変化が生じ獣害などの被害が増大することが懸念されることから、対象事業実施区域周辺の農業等に影響を及ぼすことがないよう事業計画を十分に検討すること。

ウ 工事期間及び施設稼働後において、地域住民等からの事業に対する疑

義や苦情が寄せられた場合には、地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、誠実に対応すること。